

障がい者 関連情報

下水道使用料を減免します

減免されるのは1カ月当たり8㎡以下に相当する使用料です。

①世帯全員の令和4年度の住民税が非課税で、水道契約者が属し、身体障害者手帳1・2級または精神障害者保健福祉手帳1級または愛の手帳1・2度の方がいる世帯②1002445③直接、市役所第二庁舎1階下水道課☎(338)6842・☎(339)4413へ

点字で都税の課税の内容をお知らせします

①個人事業税、自動車税種別割②税金の種類、納税義務者氏名、納税通知書番号、納期限、税額、問い合わせ先③令和6年度分から点字のお知らせを同封④2月29日(木)までに、電話で、東京都主税局総務部総務課相談広報班☎03(5388)2925・🌐http://www.tax.metro.tokyo.lg.jpへ

地域活動支援センターあんど 令和6年度水中機能訓練参加者募集

温水プールでリハビリを始めませんか? からだの緊張をほぐし関節の痛みを緩和する効果があります。

①4月~令和7年3月の火・木曜日午前10時~正午・午後1時~3時②二幸産業・NSP健幸福祉プラザ水浴訓練室③市内在住のおおむね18歳以上で、身体障害者手帳を所持する方・難病の方(心疾患など対象外の疾病あり。18歳以下は要相談)④各5人⑤水中での機能訓練(ストレッチ、筋力トレーニング、歩行など)⑥持ち物 水着、水泳帽、タオルなど⑦備考 申請書は、事前面談後に提出。詳細は、要問い合わせ⑧2月24日(土)までに、電話または直接、二幸産業・NSP健幸福祉プラザ3階多摩市社会福祉協議会法人管理課☎(356)0307へ

病気やけがで重い障害が残ったら、障害基礎年金のご相談を

病気やけがで生活や仕事などが制限されるようになった場合に、現役世代の方でも受け取ることができる年金です。ご相談の際は、事前に、発病などから現在までの病状の経過や通院歴(受診した時期や医療機関名)を書いたメモをご用意ください。ご相談には、時間に余裕を持ってお越しください。

①受給要件②次のすべての要件を満たす

方①初診日(障害の原因となった病気やけがで、初めて医師などの診療を受けた日)が、国民年金の加入期間または、20歳前もしくは国内に居住している60歳~65歳未満(いずれも年金未加入)の間にある②保険料の納付要件を満たしている(初診日が20歳以上の方のみ)③法令で定める障害の状態にある④備考初診日が厚生(共済)年金の加入期間にある方は、府中年金事務所または各共済組合へ要相談。障害者手帳の等級と、障害年金の等級は判断基準が異なります。手帳の交付を受けていても障害年金を受給できない場合あり⑤1001968⑥初診日に、国民年金第1号被保険者だった方=市役所保険年金課☎(338)6844、厚生年金・国民年金第3号被保険者だった方=府中年金事務所☎042(361)1011

障がいのある方とその家族のための「成年後見の集い」

①1月12日(金)午前10時~正午(午前9時30分から受け付け)②消費生活センター講座室(ベルブ)③精神障がい者や知的障がい者のご家族、関係者④30人(申し込み先着順)⑤テーマ 障がいがある方のための成年後見制度~親あるうちに備えること~⑥講師 渡部伸氏(「親なきあと」相談室主宰、行政書士)⑦12月7日(木)から、電話またはファクシミリで、多摩市社会福祉協議会権利擁護センター☎(373)5677・☎(373)5612へ

求人・募集

令和6年度会計年度任用職員

①雇用期間 令和7年3月31日まで(ただし勤務成績が良好な場合は更新可)②備考 申し込み方法などの詳細は、公式ホームページに掲載または市役所3階人事課、聖蹟桜ヶ丘駅・多摩センター駅各出張所、永山公民館で配布の募集要項参照③1005506④人事課☎(338)6804

区分	職種	募集人数
専門スタッフ	業務専任職員	8人程度
	教育相談員	3人程度
補助スタッフ	チャレンジ雇用職員(障がい者対象)	1人程度
	チャレンジ雇用職員(障がい者対象・短時間)	2人程度

ゆう桜ヶ丘コミュニティスタッフ

①募集人数 若干名②対 パソコン入力ができ、徒歩または自転車で通勤可能な市内在住者③業務内容 日常的な管理運営業務、運営協議会活動に関する補助業務④採用日 令和5年度中(応相談)

①備考 詳細は、ゆう桜ヶ丘で配布の募集要項参照。勤務形態・勤務時間・採用日などについては、面接時に説明②1003169③12月20日(水)までに、直接、ゆう桜ヶ丘☎(338)7121へ

市民参画

傍聴

【共通事項】

①備考 先着順。日時・場所に変更になる場合あり。事前に要問い合わせ②当日直接会場へ

●多摩市地域医療連携構想調整会議③12月14日(木)午後7時~9時④市役所3階特別会議室⑤5人程度⑥新型コロナウイルス感染症の感染拡大による課題と解決策⑦1013537⑧健康推進課☎(376)9111

●令和5年度多摩市長等政治倫理審査会

①12月19日(火)午後1時~3時②市役所3階特別会議室③若干名④政治倫理に関する意見交換⑤1005917⑥秘書広報課☎(338)6811・☎(338)3311

●令和5年度第4回多摩市国民健康保険運営協議会

①12月21日(木)午後1時30分~3時②市役所東庁舎会議室③3人④国民健康保険事業⑤1011800⑥保険年金課☎(338)6824

●令和5年度第5回多摩市男女平等参画推進審議会

①12月27日(水)午後5時~7時②TAMA女性センター活動交流室(ヴィータ)③10人④市長への提言など⑤1006310⑥平和・人権課☎(355)2110・☎(339)0491

市政その他のお知らせ

外国人市民アンケートにご協力ください

多摩市に住む外国人の方に、11月

にアンケートを送りました。アンケートが届いた方は、1月3日(水)までに回答してください。アンケートの答えは、日本人も外国人も、暮らしやすいまちづくりに活かします。

①1013442②文化・生涯学習推進課☎(338)6882・☎(371)3711

教育委員会だより第88号を発行しました

①全国学力・学習状況調査の結果と分析、児童・生徒の大会結果など②1005465③教育振興課☎(338)6872・☎(337)7620

人権侵害や日常生活の法律問題を弁護士に相談してみませんか

12月4日~10日は人権週間です。電話による「夜間・無料人権(法律)相談」を実施します。個人の秘密は固く守りますので、安心してご相談ください。

①12月8日(金)午後5時~8時(1人10分程度)②電話番号 ☎03(6722)0127③主催 東京都人権プラザ☎03(6722)0124・🌐https://www.tokyo-hrp.jp/

12月の本庁舎

土日 部分開庁

9日(土)・24日(日)

①時間 午前8時30分~正午・午後1時~5時②主な取り扱い業務 印鑑登録・住所変更などの手続き、住民票の写し・印鑑登録証明書・戸籍証明書の交付、納税相談(日曜日のみ)③備考 一部取り扱いできない業務あり。各終了時間の30分前までに来庁してください④1001741⑤市民課☎(338)6823、納税課☎(338)6852、保険年金課☎(338)6840

「おむつ代助成費」の請求を郵送で受け付けます

①おむつ支給等事業の認定を受けている方の、令和5年8月~11月の入院中に要したおむつ代(令和4年4月~令和5年7月の未請求分も請求可)②助成額 1カ月あたり7,000円を限度に、おむつ代の90%③提出書類 ①所定の請求用紙②おむつ代が明記された病院などの領収書の原本と写し(原本は確認後に返却)③入院期間の分かる書類の写し④初めて振り込みを受け

る場合や振込先を変更する場合は、通帳やカードなど振込先銀行口座が確認できるものの写し⑤領収書返却用の必要額の切手を貼った返信用封筒⑥備考 直接持参の場合は、請求者の本人確認書類を要持参。返信用封筒は不要⑦1002948⑧12月28日(木)必着の、郵送または直接持参で、〒206-8666市役所1階高齢支援課☎(338)6846・障害福祉課☎(338)6847へ